

久万林業の研究 (I)

— 先駆的森林経営の形成過程 —

泉 英二*

Studies on Forestry in Kuma Area (I)

— Formation Process of Forest Management —

Eiji Izumi

Summary: Mr. Eihan Ibe carried forward his enterprise at Kuma area in the Meiji era (1868—1912). His enterprise consisted of the forest management, the farmland management, the money-lending business, the investment in stocks and so on. In this report, the author focuses on the formation of the forest management, which was his main business.

A mere sketchy outline of it is as follows:

i) 1873—1887

His business was based chiefly on the farmland management and the money-lending business in this period. Meanwhile he started to plant about 20,000 trees a year on the rented lands, belonging to his village. His method of the forest management in this early period was influenced by that of Forestry in Yoshino.

ii) 1888—1907

His forest management made rapid progress in this period when other parts of his enterprise had already been established. He was engaged in the accumulation of forest lands, not only in his own village but also in his neighboring villages. In the 1890's, he planted more than 100,000 trees a year, by the principle of right trees on right sites. He carried out the volume survey of his lands in order to get the existing condition and established new section both for cutting and logging. He also made great efforts to obtain the loan of money at low interest.

iii) 1908—1914

His forest management had favorably developed and firmly been established. He made a big purchase of cut-over lands and the grasslands in the inner part of Kuma area and planted more than 200,000 trees a year. On the other hand, he gained substantial income by the harvesting of trees planted in the early period.

From these facts, the author concludes that his forest management was far more positive and enterprising than that by average landowners or farmers in the Meiji era.

要 旨 久万地方における井部栄範氏の先駆的な森林経営の形成過程を明治期を中心として見てみた。氏は当初より、自己資金とそれに準ずる性格の大宝寺資金を持って経営に着手するが、明治20年頃までは投資の主力を農地経営や貸金業などに置き、経営全体の基盤の確立を図った。一方、森林経営にも着手するが年間20,000本程度

* 林政学講座

の植林本数である。対象林地は居住村の村持山（草山・雑木山）を借地した場合が多く、技術・経営的には吉野林業の影響が見られる。明治20年以降40年に至る時期には、経営の基盤が確立してくるに伴って、森林経営への投資が積極化してくる。居住村村持山ばかりでなく、近隣村の林地集積をも活発に行ない、それらへ明治30年代には年間100,000本を越す植林を展開する。そしてそれも明治40年頃には一段落している。一方、この時期には植栽にあたって適地適木への配慮もなされ、植栽樹種が多様化してくる。また、保有山林の現況を把握するための材積調査も行ない、更に伐採・加工・搬出・販売を担当する部門も新設して一貫生産を目指している。外部資金の調達にあたっては低利資金の確保に努めている。明治40年以降になると、奥地大面積部落有林（伐採跡地・草山）を入手し、それに対する年間200,000本を越える植林を展開した。また、この頃には初期に植栽した林分から本格的な収入も実現されるようになり、氏の森林経営も明治末期から大正初期にかけて形成・確立するのである。このように展開してきた井部氏の森林経営は、地主あるいは農民による森林経営と異なり、より積極的・企業的な経営であったといえよう。

は じ め に

愛媛県の代表的用材林業である久万林業は、その森林資源の現状や木材の流通加工過程を見ると、まだ林業地帯としての形成の途上にあると言えよう。このような久万林業だが、その育成林業が展開してくる過程には、日本林業の発展論理を考えていく上で多くの興味ある素材が潜んでいるように思われる。今後それらを逐次、明らかにしていきたいと考えているが、本稿では明治初期よりこの地にあって積極的に植林を進め「久万林業の先駆者」と称された井部栄範氏の森林経営を取りあげ、その形成過程を見ていこう。

氏は、天保13（1842）年に和歌山市に生まれ、嘉永5（1852）年に仏門に入り、以後修業を重ねて明治4（1871）年に愛媛県久米郡西岡村の法寿院の住職となった。翌5（1872）年からは氏の経営手腕が認められてか、当時寺録を廃止されて苦境にあった久万山菅生村の大宝寺^{注)}の経営再建に木島堅州住職とともにあたった。この大宝寺の経営再建の一環として行なったのが寺所有地への植林であるが、大宝寺が明治7（1874）年に全焼したのを契機として翌年法寿院を辞職して還俗する。その後、住居を菅生村に構え、引き続き大宝寺の経営を担当しつつ、他方自らの森林経営を中心にして、農地経営・貸金業をも開始したのである。その結果、氏の没する前年の大正2年までに植栽本数は300万本を越え、農地・宅地は26町8反を所有するに至るのである。

このように展開した氏の経営を、本稿ではできるだけ実証的に明らかにしていきたいと思う。

注) 大宝寺：大宝元(701)年建立。久万地方随一の寺院で、江戸時代には塔頭12、田畑9町歩、山林11町歩を持つ。藩からの寺録150石。真言宗。

付 記

1. 使用した史・資料の多くは久万造林株式会社所蔵のものだが、その分については、本文中に注をつけるには量も多く、煩雑となるのでまとめて文献の項に記した。
2. 村名は特に言及しない限り、明治末現在のものを使用した。

第 1 章 森 林 経 営

第 1 節 前史——藩制末期・明治初期の久万地方の林野利用

藩制期に松山藩に属した久万山（あるいは久万郷）は、主として、現在の久万町、美川村、柳谷村、面河村にあたる。この地域は、流域的に見ると高知側に流れる仁淀川の最上流に位置しており、松山方面に出るためには非常に険阻な三坂峠あるいは黒森峠などを越えねばならず、これらの峠の存在がこの地の大きな制約となっていたのである。この地の状況を天保10（1839）年の「御請書」¹⁾は「久万山之儀ハ山峻ク谷深大川ヲ帯通路作場至而六ヶ敷其上田所畑所与両端ニ相分居候……」と述べている。ここに「田所」と「畑所」の両極端に分かれるとあるが、当時の久万山の村々を、「田所」……田の面積が畑より多いか、あるいは両者がほぼ同じ村、と「畑所」……畑が田より多い村、と考えて分類すると、概ね現在の久万町地域は「田所」に入り、美川村、柳谷村、面河村は「畑所」に入る。そして現在の久万林業の中核をなすのは「田所」である久万町地域である。本稿において久万地方と言う場合は主としてこの久万町地域を指すことにする。

さて、この久万地方を江戸末期に訪れた半井法橋樞菴は次のように述べている。すなわち「荏原より東南に当りて高山あり羊腸の險路を登る事三里許にして山頂に一世界あり久万と名く人家数多建並て衣食に乏しからず田畑う

ち開けて尤豊饒の地なり……²⁾と。このように、久万地方に田畑が比較的豊富だったことは、一戸当りの平均石高が1石8斗8升7合に達していたことから分かる。³⁾このような場所では、林野は豊用的利用が多いと予想される。事実、明治初期の民有林の林野利用を見ると、総面積6,174町歩(100%)でその内、草山3,526町歩(57%)、雑木山2,210町歩(36%)、伐替畑317町歩(5%)、用材山71町歩(1%)、雑竹山48町歩(1%)、林2町歩(0%)であり、豊用的利用たる草山、伐替畑が全面積の62%に達している。一方、林野の林業的利用を見ると、薪炭生産の場たる雑木山(伐替畑の休閑地たる性格も持っていたが)が圧倒的に多く、用材生産の場である用材山、林はごく僅かである。この用材山や林の内には植林されたものもあったと思われるが、それは、寺社の境内や屋敷の周辺に自家用として植えられた場合がほとんどだったと思われる。

しかしながら、農民による林業生産活動がまったく見られなかったのではない。安政5(1858)年の史料⁴⁾によると、西明神村百姓孫平次が年に銀札35匁を藩に納めて材木商売を始めている。すなわち「私儀山分村々より持出候松栗材木丸太の類相調置商売仕度」ということであった。ところが、この場合でも販路は「素り御城下江は一切売捌不申郷方ニ而少々宛売払申度」と厳しく限定されており、自由な展開は阻まれていたのである。また、文政9(1826)年3月、西明神村(現久万町の一部)仏が峠で百姓儀平が炭焼中に失火したがその際の史料⁵⁾を見ると、焼失したのは、丸840才(2人所有)、角1,280才(1人所有)、薪17坪(5人所有)、立林6ヶ所9反6畝(6人所有)、苜敷山2ヶ所(2人所有)などであった。ここに見られる通り、薪の他に用材も生産され、一方個人による植林も進み始めていたことが分かる。このように、幕末期になると少数ではあるが木材の生産・流通の担当者も現われ、それに伴って一部で萌芽的に植林も始まるのである。が、これが結果に展開しえなかったことは、前述した明治初期の林野利用の姿が物語っている。その理由としては、消費地市場と結ぶ輸送ルートが自然条件に制約されて狭小だったこと、藩が家根林(屋敷の周辺の私有林)の木まで帳付けして伐採の統制を行なうなどその政策が一般的に禁伐的であったこと、などを挙げることができる。

このような久万地方ではあったが、明治期に入るとそれまでの厳しい規制が消滅したので、採取林業が広汎に展開したようである。すなわち、木材について「維新前ハ輸出額多カラスト雖モ示後ハ価ノ高キカ故ニ大ニ其額ヲ増シ明治七八年ニ至リテ最多ク今(明治16年……引用者)又少シク減額セリ蓋シ価ノ下落センニ非シテ濫伐ノ為木材ノ減シタルモノナラン木材輸出ノ増スハ即チ濫伐ナレハ之ヲ盛ト云ノヨリ寧ロ衰ト云ノミ憂フヘキ⁶⁾」との状況が現出したのである。このように採取林業がかなり広汎に展開したが、これは結局、単に濫伐に終わり、その後育成林業が生成してくるという状況は生まれなかったのである。

このような状態の久万地方へ井部栄範氏は明治初年にやってくるのである。

第2節 初期の森林経営

井部氏は明治6年に早くも森林経営に着手する。まず、その出発にあたっての事情や、氏の森林経営に対する当時の考え方を、氏自身の言葉によりながら見ていこう。すなわち「……久万郷は山岳起伏高嶺四周ニ聳へ…運輸頗る不便なり…有志者は三坂の嶮路鑿開の事喋々せしも終に行はれざりし廢藩置県以来我郷人民は一時的浮利に迷いて天然の森林を濫伐し禿禿となるも顧みず漸々深山に斧鉞を入るゝに至りたれば其産額の減じたる推て知る可きなり栄範深く之を憂ひ退ひて熟考するに山林を繁殖するは目下の急務にして木材の運輸隆盛に趣くときは嶮路の鑿開も言わずして自ら行なわるべし然り而して栽樹の当地に適し且つ需用の博きものは杉樹に如くなしと奮然志を立て大宝寺住職木島堅洲に謀るに同氏大いに之を賛成せり然れども素より法務の多忙なるが故に栄範に委するに其所有地に杉樹を栽培せんことを以てす……」や、あるいは「…実ニ山間ノ僻邑ニ在テハ恐ラク此業ニ勝ルノ収益アルモノアラサルナリ…実ニ一割ノ利子ヲ以テ金ヲ貸スヨリモ遙カニ其利ヲ得ルノミナラス真ニ国家殖産ノ基礎ナレハナリ……⁷⁾」の如くである。このような事情と森林経営に対する考え方に基づいて、この地方ではまだ当時ほとんど誰からも顧みられず、また展開する基盤も整っていたとは言い難い森林経営に着手するのである。

氏の初期の森林経営については、明治15年に開かれた第1回山林共進会に出品した際の報告書によりながら見ていこう。

まず、明治6年から14年に至る9ヶ年間に実際に行なった植栽・育林について見てみると、1) 植栽樹種は杉である。2) 苗木の生産は色々を試みたようだが失敗して、結局広島県から購入している。3) 植栽本数は明治6年3,000本より始まり、明治14年には30,000本に達している。この9年間を合計すると169,000本で、これを15町歩の林地へ植林しているから町当たり植栽本数は約11,000本である。非常に密植だったことが分かる。(明治17

年には6町8畝へ杉68,000本を植えており、この場合も約11,000本となる)、ニ) 植林の対象としたのは荒蕪した山地・伐替畑であり、それらの多くは菅生村の大宝寺所有地だったという。ホ) 明治12年から枝打ちも行なうが、これは、密植による蒸れの防止にその目的があったと考えられる。ヘ) それにもかかわらず明治14年までに植栽本数の30%にあたる50,700本が枯損した。このように枯損率が高かったのは、苗木の問題、植栽密度の問題、植栽技術の問題などが絡みあつたことと思われる。

次に、この15町歩の植林地に対して収穫及び収益をどのように予定していたかを見ていこう。イ) 間伐は手入れを兼ねて、植栽後32年目に1回だけ行なう。この際118,300本(植栽本数から既に枯損した分を引いたもの)の4分の1にあたる29,575本を立木売払いし、1本当たり52銭5厘と見積もつて、15,526円88銭とその32年間の利子分10,425円5銭、苗木代169円とその利子分1,997円53銭、公租・公課24円とその利子分43円71銭とし、合計13,791円58銭は間伐収入で賄えるとした。なお、この費用計算における利率は約8分程度である。ロ) 主伐は50年目から9ヶ年にわたつて48,725本を行なうとしている。同じく立木売払いで1本5円と見積もり、伐採年までの公租・公課及びその利子分を除くと、結局植林地15町歩につき総計245,326円72銭の純益があるとした。この利益を初期投資に対する率で見ると約1割1分という数字になる。ハ) 収穫までに、さらに40,000本の枯損木を見込んでいる。

以上、第1回山林共進会へ出品した報告書をもとに氏の初期の森林経営について見てきた。これに関して三点ほど指摘しておきたい。

まず第一には、密植に象徴されるように、そこに吉野林業の影響が見られることである。幼令木に対する枝打ちの実行もそのひとつと考えられる。事実、氏自身が「…我部内杯は十年前迄は植杉の収益を不知処なりしが、小生移住後大和吉野辺に植杉の利潤を得る巨額なる事を示し自卒先して⁸⁾明治6年より本年迄四拾万本内外を植え……」と述べている。しかしながら、密植・多間伐・長伐期と要約される⁹⁾吉野式森林施業をそのまま久万地方に移植したのではないことも明らかである。小径木をも商品化しようとするような完備した流通機構を持っていた吉野地方と比べて、そのようなものを持たない久万地方を熟知していた氏はそれ故、間伐を1回に留め、また伐期も吉野地方の約半分の5~60年に設定したのであった。ところで、吉野地方の林業が全国的に紹介され始めるのは、大日本山林会が結成され、また第1回山林共進会が開かれる明治15年頃からで、本格的に普及するのは明治30年代に入ってからと考えられている。それから見ると、氏の場合は全国でも最も早い吉野林業の導入者のひとりともみてよいだろう。氏がいつ頃、どのようにして吉野林業と接触したのか明らかでないが、吉野材が流送されてくる和歌山に生まれ育つた過程でその下地ができていたのではなからうか。

次に指摘できるのは、氏の収穫・収益予定についてである。そこには、立木価格を高く見積もり過ぎたこと(例えば、明治30年頃の吉野地方では30年生8銭⁹⁾本、52年生71銭⁹⁾本程度であった)など結果的には見通しの誤りもあったが、費用に対する利子計算も行なっており、まだドイツ林学も輸入されていない当時あっては非常に勝れた計画だったと言えるだろう。このような計算に基づく、森林経営の有利さに対する確信が、氏を早期から積極的な経営に赴かせるのである。井部氏がその経営を出品した第1回山林共進会へは全国から篤林家2,430名余りが出品し、その内558名が表彰されている。¹⁰⁾まだ森林経営に着手したばかりで、実績のあまりない氏も七等表彰されたのは、氏の森林経営に対するこのような企業的な考え方が評価されたためと考えられよう。

最後に指摘できることは、氏の森林経営は最初から裸地への植林として始まったということである。当時、久万山の「畑所」の村々には天然林も残っていたから、それを買得して採取林業から出発し、そこで資金を蓄積しつつ育成林業を展開する道や、あるいは天然林、雑木山を買得して農民に焼畑を行なわせつつ植林地を獲得する道などは、十分に採用することができたと思われるにもかかわらず、そのような道を探らずに「田所」村の荒廃した林地に対して吉野林業を導入して植林を進めていくという道を選んだところにも、氏の森林経営の特徴のひとつが見られるのである。なお、林業労働の従事者については明らかにし得ないが、恐らく周辺の農民を雇用したものである。明治末期には請負制が一般的になっている。

さて、氏は還俗後まだ間もない明治12年に戸長に就任しているが(このことは、氏が当時の郡長や村民からいかに信頼されていたかを物語っている)、早速村会へ毎年各戸200本ずつ杉を植林するように提案し受け入れられている。その際にも、農地経営と比較して森林経営がいかに有利であるかを数字をあげて説いた。このように、氏は明治初期より、一方で村民にその積極的な普及活動を行ないつつ、他方で自らの森林経営を出発させたのである。

第3節 森林経営の展開(1)

前節では井部氏の森林経営のいわば原型とも言うべきものを見てきた。本節では、このような型を持った森林経営がどのように外延的に拡大していくのか、その過程を第1～4表によりながら見ていこう。

第1表 地区別植栽本数

村名	年	明治6～	11～	16～	21～	26～	31～	36～	41年～	総計
		10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	大正2	
菅生村	北村中組		4,300	700	1,300	18,900	41,600	42,600	5,400	
	中通組*	13,200	38,000	68,900	15,500	12,400	17,900	15,000	2,700	
	宮ノ前上		1,000	17,000	4,100	11,600	84,800	111,100	69,500	
	宮ノ前下	2,200	47,000	9,000	50,700	79,700	108,200	72,200	5,600	
	小計	15,400	90,300	95,600	71,600	122,600	252,500	240,900	83,200	972,100
川瀬村	下畑野川		500		21,300	110,400	124,600	53,800	9,600	320,200
久万町	上野尻					53,000	50,400	110,800	9,800	
	下野尻								209,700	
	久万町村		10,000			15,300	26,600	69,800	32,300	
	小計	0	10,000	0	0	68,300	77,000	180,600	251,800	587,700
明神村	大 神			6,300	8,500		23,700	18,200	9,300	
	西 坂							19,700	17,600	
	ヒョウタンウ子							79,600	197,800	
	小計	0	0	6,300	8,500	0	23,700	117,500	589,400	745,400
父二峯村	落 合								100,700	100,700
弘形村	大 川								204,100	204,100
総計		15,400	100,800	101,900	101,400	301,300	477,800	592,800	1,238,800	2,930,200

* 峠御堂分は不正確に付除く

第2表 所有林地集積過程

(単位 面積:町
地価:円)

村名	年	明治11年	明治15年	明治20年	明治31年	明治42年	大正5年
		面積 地価					
菅生村	面積	0.04	0.67		6.48	8.60	7.41
	地価		0.90	7.40	8.81	19.00	10.71
川瀬村	面積		5.72		28.12	28.00	25.99
	地価		3.17	21.98	21.45	46.00	21.92
明神村	面積		0.18		2.71	7.20	36.84
	地価			3.12	3.16	11.00	29.73
久万町	面積				16.49	22.60	23.85
	地価			0.64	24.67	33.00	35.19
父二峯村	面積				2.00		4.29
	地価				1.75		3.77
弘形村	面積						13.87
	地価						95.62
仕七川村	面積 地価		0.09	117.92			
杣川村	面積				0.76		
	地価				0.86		
麻生村	面積 地価			12.63			

第3表 森林経営投資額

(単位:円)

年	明治11~15	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45
林地購入	415	322	564	1,229	1,169	1,904	2,309
植林投資	1,473	1,546	4,094	4,671	7,511	11,868	18,879
合計	1,888	1,868	4,658	5,900	8,680	13,772	21,188

第4表 借地面積(菅生村)

(単位:町)

年	明治6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	不明	合計
村持山	0.30	2.04	1.90	3.67	5.61	11.31	2.61	1.00	28.44
大宝寺 所有林地		1.02	0.99		0.04				2.05
合計	0.30	3.06	2.89	3.67	5.65	11.31	2.61	1.00	30.49

注) この表の原資料(「菅生村植林地調」)の村持山の項には、このような表に編成しにくい次の2点があった。

- 1) 1筆に対する植林が数年から10年以上に及ぶ場合が7例あった。これらについては、その面積を年数で等分し、それぞれの期へ算入した。
- 2) 面積が「~町歩の内」としか示されていない場合が2筆あった。この場合は、他の例から類推して面積を10分の1にして算入した。

まず、表について説明しておく、第1表は地区別の植栽本数を5年毎に集計したものであり、第2表は林地の所有状況について時期別にまとめたものである。第3表は林地投資と植林・育林投資をやはり5年毎に集計したものである。第4表は菅生村で借地して植林した相手別・時期別の面積を集計したものである。これらの表によりながら、以下時期を追って見ていこう。

i) 「明治6~10年」期

井部氏の森林経営の草分け期である。植林は菅生村の中通組を中心に始まっていく。ここは氏の居住地であり、また大宝寺の所在地でもある。第1表によると、この中通組への植栽本数は13,200本となっているが実際にはこの1.5倍位が植林されたようである。と言うのは、記録が不正確なためにこの表に加えることができなかった「峠御堂」分(中通組は「大坊林」と「峠御堂」の2団地より成る)の植栽本数は、聞き取りによると「大坊林」の半分位の規模のものであったからである。この時期には中通組への植林が大部分を占めるが、この他に村持山であった宮の前下にも僅かながら植林を試みている。

この時期には、まだ氏自身の所有地は無く、前節に見た通り大宝寺の所有林地を主に対象として植林していたと思われる。この点に関しては第4表の大宝寺の項と矛盾する。その理由は、はっきりしないが第4表の原資料たる「菅生村植林地調」の植栽年についての記載に実際とは若干のズレがあるのかもしれない。

以上見てくると、この時期は大宝寺所有林地を主な対象として森林経営に着手したばかりの時であり、従って植栽本数も少なく、試験的な意味も強かったと思われる。

ii) 「明治11~15年」期

この期には植林は年20,000本の水準に達し、一方で林地の集積もまだ僅かではあるが隣村川瀬村を中心に開始される。植林はやはり前期と同様に菅生村が中心であるが、中でも宮の前下の比重が大きくなる。この地への植林はほとんどが村持山を借地してのものである。この村持山の借地制度とは、氏が菅生村の戸長を勤めた明治12~13年に創設したもので、村民の勧業を目的として各戸に毎年杉を200本ずつ自分所有地へ植林させ、林地を所有していない者に対しては村持山を貸し出すというものである。すなわち「…一、人別ニヨリ杉山ニ致スヘキ土地無之モノハ組ニ杉植付用掛リヲ定メ之エ申出村山ノ内ヨリ宛張り候事…一、杉山ニ立ヘク土地無之モノエ村山宛張定米ハ左ノ通相定ムル事一等山…二等山…三等山…一、村山定米ヲ九等ニ分ツ、壱反歩ノ定メ也、一等山ノ内一等二升二合…三等山ノ内三等六合、一、右定米ハ初発ノ義ニ付如此安ク相定ムルト雖モ今ヨリ三十年ヲ経テ諸木仕成ニ及フ時ハ協議ヲ以定米増加スル事、一、右宛張ノ山ハ今般ヨリ植込候杉一代ヲ年期トシ若悉皆伐木ノ上売払明地ト相成ル際ハ村方エ地処ヲ取戻シ候事、但本文ニ付他村ノモノエ売払立林ニ致置事ハ不相成事…」のごとくである。

村持山（明治11年には約300町歩あった）を土地により段階に分けて、それぞれ定米（＝地代）を決め、その山を植栽木が伐採されるまで貸すのである。またその際の定米は「如此安ク相定ムル」という水準だったのである。このような借地制度は当時の井部氏の森林経営にとって次に述べる2点において大きな意味を持っていたと考えられる。

まず第1には、村持山の借地によって植林対象地が確保されたことである。明治16年の史料によると「米、維新前ニ比スレハ産額殆ントニ分一増タラン其原因ハ米価ノ騰貴セシヨリ新田ヲ墾成スルコト各村一般ノ流行トナリ……」¹¹⁾との記述が見られるように明治期に入ると開田が進んでおり、菅生村の例で見ると¹²⁾、藩制期には田39町9反、畑・宅地40町5反の合計80町4反だったのが明治11年には田66町、畑58町4反の合計124町4反と大巾に増大している。このような状況のもとでは林野の農用的利用の要求が当然強くなっていく。明治20年頃までの土地の売買証文により売買価を見ると、田畑の場合には地価とさほど違いは無いが林地の場合は地価の5～6倍から始まり100倍に達する場合も見受けられる。林地の地価がもともと低い水準に定められていたとは言え、林野に対する需要が増大していたことを間接的に示していると考えられる。このような中において、育成林地代がまだ発生していない段階の森林経営に対する林地を確保することは、かなり困難だったと考えられる。村持山への植林を認めたことはこの困難を打開するものであった。しかも、その場合の地代は林野の農用的利用に対比すると「如此安ク定ムル」という低い水準だったのである。森林経営のための林地を確保できても、その地代が農用的利用の水準と同一ならば、やはり当時の森林経営にとっては大きすぎる負担だったろう。

また第2には、借地という形態をとり得たことである。すなわち、林地を購入する場合その価格は地代を平均利子率で資本還元した水準で定まる。それ故、林地を購入するということは地代の前払いであり森林経営を営む者にとっては不生産的投資である。この場合のように杉一代の間の使用・収益権が地代を支払うことによって確保されるならば、林地の購入を行なう必要は無く、それ故林地へ長期間、資金を固定しなくてすむのである。

以上述べてきたように、森林経営にとって好都合な菅生村の借地制度を氏は当然ながら活用していくのである。氏が大宝寺所有林地に借地する場合のやり方も、村持山に対する場合とほぼ同様だったと思われる。

iii) 「明治16～20年」期

この期は松方デフレの影響が久万地方にも及び、森林経営はどちらかと言えば停滞気味となる。

植栽状況は前期と比べてあまり変化がない。借地も前期と同じ位であるが、林地の集積が本格化し始めて所有林地が拡大することが注目されよう。第2表の明治20年の所有林地については、地価しか分からないがこれも明治31年と比較するとある程度の面積推定が可能である。この明治20年に、仕七川村（現美川村の一部）が約118円という高い数字を示しているのが目立つ。地価118円の山林と言うと、残っている当時の売買証文から推定すると売買価は少なくとも500円以上と考えられる。ところが第3表を見ると、この時期には322円しか林地へ投下していない。このことから見るとこれはかなり疑問な数字だが、たとえ事実としても一時的な所有だったと考えてよいだろう。麻生村（現砥部町の一部）の分についてもこの時期にしか登場しないのでやはり一時的な所有だったと思われる。

この2村を除いてみると、菅生村、明神村で林地の集積が進んでいるが、特に川瀬村が目立ち、この村については、この時期に林地集積が既に完了している。この川瀬村で明治11年から20年までに集積した林地について現存する山林売買証文で見ると、場所はいずれも菅生村と地続きの字川合に集中しており、売却者はいずれも村内の個人である。林地は合計17筆、9町9反6畝で、その内訳は草山4筆、5町6反6畝、山13筆、4町3反である。ここに単に山とあるのは、草山、雑木山、柴山のいずれかを指すものと思われる。まだ村民による植林が展開しない当時としては当然のことだが杉山・植杉山はまったく見られない。また、この字川合山林では個人が分散して所有している林地を団地化して持とうとする氏の意図が感じられる。

以上、明治6年から20年までの森林経営を追ってみたが、菅生村が全植栽本数の9割以上を占めており、中心を成していたことが分かる。また、その際対象とした林地を見ると、菅生村持山4町2反4畝、大宝寺所有林地2町1畝、氏自身の所有林地2町2反4畝であり、全体の4分の3を菅生村や大宝寺からの借地が占めている。このように、この時期までの氏の森林経営は、主として菅生村の村持山や大宝寺所有林地の借地に依拠しつつ展開したと言えるだろう。しかし、この期の後半からは前述したごとく、氏の所有林地の集積も少しずつ本格化し始め、それは次期以降、更に発展していくのである。

iv) 「明治21～25年」期

この時期には植栽本数自身は前期と大差ないものの、投資額は前期に比べ倍増している（第3表参照）。また、この期に始まる新しい傾向としては、前期までに林野集積を終えている川瀬村への植林が本格的に始まることや、

その一方では、今まで菅生村の中では中心を成してきた中通組の比重が低下し始めることなどを挙げる事ができる。

更に、この期に起こった特筆すべき事柄としては、明治25年の四国新道・愛媛県側の完成を挙げる事ができよう。久万地方と松山方面を結ぶ動脈となるこの新道の建設にあたっては、井部氏も工事請負人の一人として大いに努力したのであった。この新道の完成は林業を始めとする久万地方の諸産業のその後の生成・発展のひとつの基礎となったのである。

V) 「明治26～30年」期

まず林地関係から見ると、菅生村では所有林地も伸びているが、村持山への借地はそれを上回っており、依然としてこの村では借地のウエイトが大きい。一方、所有林地の購入は久万町を中心に活発に進み、このために投じた資金は前の期の2倍以上となっている。これらの林地を対象として、植林はいよいよ本格化し、年平均60,000本を越え、前の期に比べると一躍3倍に達している。

VI) 「明治31～35年」期

「明治36～40年」期

林地は久万町、明神村で更に増し、前期に形成されつつあった川瀬村、久万町、菅生村、明神村の4ヶ町村を中心とする林地所有編成がこの期に確立している。また、菅生村における借地も「明治31～35年」期には、10町歩を越えている。これらの林地に対して、この期には年平均100,000本を越える大規模な植林を実行し、この期末にはそれらは一段落するのである。

以上、明治20年から明治40年に至る時期を見てきたが、明治20年までの停滞を打ち破り、期を追うごとに植林は飛躍的に増加している。また、植林を地域的に見ると、川瀬村、久万町、明神村などにおける自己所有地が拡大するに従って久万地方全域に広がっていき、それまでの菅生村中心だった枠を大きく越えていくのである。しかし、この期末に至ると、入手した林地に対する植林もほぼ終わり、更に飛躍するためには新たな場が必要とされるに至るのである。

なお、やはりこの時期に植林が一応終わった菅生村について見ておくと、対象林地は自己所有が8町6反まで増大したが、村持山借地約28町歩、大宝寺借地2町歩に比べるとやはり少なく、結局、菅生村においては一貫して借地が大きな比重を持ち続けたことが分かるのである。

VII) 「明治41～大正2年」期

前期で一応植林も一段階を画されるわけだが、氏はここで森林経営の外延的拡大を中止せず、新たな林地を獲得し、それに対して更に飛躍的な投資を行なうのである。すなわち、明神村で奥地部落有林(草山)の購入あるいは借地設定を行ない、また弘形村で部落有林伐採跡地の購入(台帳面積では14町歩だが実測では100町歩以上ある)を行なうのである。このような林地の入手にあたっては、明治38年頃の氏のメモの「土地ハ運搬ノ便宜ヲ第一鑑ミル事」「不用土地ヲ多分ニ求メ監守ニ苦シム事ナカレ」「山之方向地味ヲ鑑ミル事」などの記述に見られる諸事項を充分に配慮して行なったと思われる。そして、これらの林地に対して年間平均20万本を上回る大規模な植林が展開されるのである。そして、それも大正4～5年には一段落を告げるのである。この期におけるこのような大規模な森林経営に対する投資の背後には、日本資金主義の確立に伴う木材需要の増大、木材価格の上昇があったことはもちろんだが、その上に、当時、氏の資金に更に積極的に森林経営に投資できる余裕が生じていたことや、また部落有林野の整理の気運が高まっていたため大面積林地の一括取得がやりやすかったこと、などが考えられる。

このようにして、大正初期に形成された経営林地の編成は、その後隣接地の購入や借地関係の整理が行なわれただけで、基本的にはあまり変化せずに現在に至るのである。

第4節 森林経営の展開(II)

前節では、井部氏の森林経営の展開を外延的あるいは量的な拡大の側面からとらえたが、本節では技術・経営面が深化していく側面を見ていくことにしたい。

イ) 植栽樹種の多様化

植栽樹種は当初は杉のみであったが、時代が進むにつれて次第に多様化してくる。すなわち、明治22年から松が、明治24年から桧が植林され始めるのである。これらの本数割合について、氏は明治37年の「植事壹万本ニ付予算」の中で、杉5,000本、桧3,000本、松2,000本を1町歩に植栽する旨記しており、これが氏の考えていた、当時の

ひとつの標準だったと考えられる。しかし、実際の本数割合は年によって変動がかなりあったようだ。明治30年代初めの3年間の樹種別本数を合計すると、杉138,000本、桧134,000本、松37,000本であり、杉・桧が主体で、それらの割合はほぼ1:1であり、松は少ない。同様に、明治40年代初めの3年間をとってみると、杉242,300本、桧138,300本、松90,700本となっており、この時はほぼ明治37年の標準通りになっている。

では、杉・桧・松をどのように植えたのであろうか。明治38年頃のメモを見ると、「深根性ノモノ浅地ニ植時ハ初発ハ成長良ナルモ忽ニ衰ルモノナリ、桧ハ壱尺五寸、杉ハ貳尺」とあるのや、あるいは「土地方向瘠肥ヲ鑑植事ヲスル事」などの記述が見られ、また「7合目から上は桧を植えよ」との言葉も現在まで残っている。また、松については最も悪い土地に植えたほか、境界木としたり風の強い尾根筋では桧の保護木として混植したりしている。このように、杉だけを単純に植えた段階を脱し、次第に適地適木への深い配慮を伴った植栽へ移行していったのである。

ロ) 苗木の生産

苗木生産は早くから試みているが、これが軌道に乗るまでにはかなりの歳月がかかったようである。苗木作りに着手したのは明治12年で、この時に杉30,000本、桧5,000本の養成を試みているがうまく行かず、しばらくの間広島島から購入することになった。しかし、このような県外産の苗木では、久万地方の自然条件には適合しにくいだろうし、また輸送中の痛みもかなりあったと思われる。植栽本数のうち55%も枯損を見込まざるを得なかった原因のひとつはここにもあったと考えられる。それ故、苗木の生産は重要な課題となったのである。実際に氏が苗木の生産に成功するのは、「苗木使役人夫表」が明治26年から記載され始めていることから見ると、大体明治20年代中期と考えられる。この頃の種子は吉野地方から買入れたものと、菅生村付近で採取したものを併用したようである。明治33年の植事報告等を見ると、この年には桧1斗5升、杉5升、松2升5合を播種しており、苗木は桧25,000本、杉15,000本、松30,000本、櫻3,000本の合計73,000本を生産している。しかし、自給するにはとても足らずこの年にはまだ購入苗木が杉桧合わせて140,200本に達している。明治39年の場合は、購入苗木は杉57,700本、桧34,300本の合計92,000本と明治33年当時から見ると減少の傾向が見られる。また、この時の購入相手5人の名前を見ると4人までが久万地方でよく見られるものであり、この頃には井部氏だけでなく、周辺の農民によっても苗木生産が営まれたと考えられる。また明治42年の調べによると、苗畑は6ヶ所で面積にして9反歩あり、そこで山行苗、杉50,000本、桧79,000本、松120,000本、小苗、杉120,000本、桧120,000本、松120,000本、その他10,000本を養成するに至っている。この頃の年間植栽本数が20万本程度であったことを考えると、ほぼ自給体制がとれてきたと言えよう。

このように、井部氏自身が必要な苗木の生産を行ない、なお不足する分については周辺の生産者から買うことができるという体制を作り上げ得たことが、氏の大面積植林のひとつの基礎となったと考えられる。

ハ) 材積調査の実行

森林経営に着手して約30年を経た明治36年に、氏は次の文を記している。

材積取調心得

一、材積之予算必要之義シテ五ヶ年月毎ニ第一区より第七区ニ至ル区毎ニ廻リ式尺以上之杉桧立木之員数ヲ取調概略財産額ヲ予定シ併テ将来之生産額ヲ予定スルモノナリ

一、先以区毎林地之実測為シテ境界ヲ取調明示スルノ必要アルモ測量之未然費用点ニ就今日ハ害ニ至ラス兩件必五ヶ年月毎ニ取調将来之参考ニ供スルノ必要急度忽ニスヘカラス

まず林地の境界をはっきりさせて、面積を測定しなければならないが、測量は費用がかかるのでやめることにし周囲2尺以上の立木の毎木調査を行ない、その本数と材積を地区別に把握するとしている。しかも、この調査は5年毎にするよう強調している。

私有林にあっては、毎木調査を行なって材積を把握するのは、伐採・販売する時位であり、しかも、それが一般化するのには戦後も30年代に入ってからと考えられる。井部氏の場合は、この時代にあって、伐採・販売のためではなく、森林の現況を把握し、その結果をその後の経営の基礎資料とするために5年毎に所有林分の全林毎木調査（周囲2尺以上）を行なうのである。このことは、森林を経営するものにとっては、むしろ当然の事とは言え、当時では稀なことであった。

ニ) 「製材」部門の設置

明治38年になると「製材」部門を新設している。「製材」と言っても、実際には伐採から加工・搬出・販売まで

を担当している。この時期から、ぼつぼつ間伐が始まるので、それを取り扱うために新設したと思われる。明治初期の森林経営の出発にあたっては、間伐木、主伐木ともに立木売払いを予定していたが、実際にはこのように自ら直営で行なうのである。まず、建物建築費 822 円、運転資金 609 円の合計 1,431 円をこの部門に投資して出発している。販売品は、杉・桧丸太が主体で、皮類がそれに続き、薪も若干ある。杉・桧丸太及び皮類の販売先は、郡中（現伊予市）の木材業者が多かったようである。輸送には馬車を使用している。

このように、一貫生産を行なったわけだが、その理由としては、まず第 1 に、木目の細かい配慮の行き届く間伐を行なおうとしたことであろう。氏は当初より、間伐は手入りを兼ねると考えていたことは既に見たところである。また、更に明治42年前後と思われる経営組織に関するメモには「造林係兼伐採」とあり、造林部門が伐採をも担当するとしていることから分かるであろう。また第 2 の理由としては、前期的な性格を持ちがちな材木商人を排除しようとしたことが考えられる。

ホ) 会計方法

井部氏が会計・経営についても明るかったことは、第 2 節で見た森林経営の収益見積りからも予想できる。明治39年の史料を見ると、氏はその経営を、造林・苗代・製材・米代・所有地・貸金・利金・家計その他全部で14の部門に分けて、それぞれ別会計としている。森林経営にあつては、明治11年に「林業タルヤ永世継続の業ナレハ計財並樹植ヲ区画シ生産力ヲ分別シ将来ノ備考トス」「土地取得ト林業ハ区別ヲ要スルニ付計財ヲ茲ニ別ツ」として、別会計とし、収入・支出をはっきりさせる方針を打ち出している。更に、森林経営の中においても、林地部門と植林・育林部門を区分している。さて、氏は各経営部門について独立採算制を建前としていたが、不足する分については、調達資金から利子付きで貸し出すという形式をとっていた。森林経営においても、林地投資の場合、5分の利子をつけている。また、植林・育林投資については、明細が不明で総額しか押さえられないので、はっきりしたことは言えないが、農地投資の場合をも考えあわせると、やはり投資分に対して5分の利子をつけていたとみていいだろう。5分というのは当時としては、かなり低い水準のものだが、このようにすることにより、各経営部門をチェックし、氏の資金運用全般の適正化を図ったものだと言えよう。

以上、井部氏の森林経営の展開を諸側面から見てきたが、このような結果、大正初期に至ると経営林地の編成も一応完了し、一方、初期に植林した林地からは年に2,000円を越える本格的な収入も実現されるようになった。ここに、井部氏の森林経営も、長い形成過程を終え、再生産が可能な段階に到達したのである。そして、この時期、大正3年に井部氏の森林経営は農地経営やその他の経営部門も合わせて株式会社組織に移行し、又一方、同じ年にこれまで経営にあつてきた井部栄範氏が没し、経営はその後性格を変えながら展開していくのである。

第 2 章 農地経営、貸金業、および株式投資

前章で見た森林経営の他に、井部氏は農地経営、貸金業、株式投資も同時に営んでおり、これらは森林経営と密接な関係を持ちつつ、その経営を展開していくのである。本章ではこれらの経営について見ていこう。

第 1 節 農地経営

明治24年「愛媛県農事概要」によると、上浮穴郡の米平均収量は県内で最も低く、1反歩当り1石2斗であった。井部氏はこのような郡内にあって、生産力の高かった久万地方を中心として明治10年以降、農地の集積を活発に行なっていく。以下、農地経営の展開を、農地の購入金額、売却金額および農地からの収入を5年毎に集計した第5表、所有農地の面積・地価をまとめた第6表によりながら見ていこう。

イ) 「明治11～15年」期

この期は、早くも年400円近くの農地投資を行なっている。この水準は、既に森林経営への投資を若干ながら上回るものである。明治14年で見ると、菅生村の3町2反4畝、川瀬村の1町7反5畝を中心として、合計では5町歩を越える農地を取得

第 5 表 農地購入、売却代金、収入

(単位:円)			
年	購 入	売 却	収 入
明 6～10	91		93
11～15	1,956		762
16～20	4,507		1,746
21～25	3,724		3,336
26～30	2,686	712	6,005
31～35	6,872	432	7,819
36～40	5,681	14,192	7,746
41～45	3,227	2,008	8,521

している。これらは、場所的にも分散しており、規模も既に手作りの限界を越えている。氏の場合、当初より寄生地主として農地経営を開始したと考えられる。

ここで、農地経営の採算について見てみよう。時期的には次期に属するが、明治17年に川瀬村で田を11円で購入し、それをそのまま売却者に小作させている。その時の定米(小作料)は5斗(当時は石約6円)だから、利回り計算をすると2割7分3厘となる。また明治19年には同じく田畑山林などを14石9斗6升で購入し、それを定米3石3斗で小作させている。

この場合は2割2分1厘となる。ところで、地主負担である公租・公課は明治22~25年を平均すると、小作米の3割程度であった。この公租・公課を引いても利回りは1割5分から1割9分となり、当時の貸金業の場合の利率とあまり変わらないのである。また、小作料率を、氏が苗畑付属地で明治32年から稲作を直営した時の史料より計算すると、6割4分2厘となる(明治32~39年の平均)。明治初期は、これより高くはあっても低くはなかったであろう。このように、農地への投資は、まず土地が自分のものになる。その上、高い小作料率のため農地収入と農地投下資本の比率をとると、それは当時の貸金業の利率に匹敵するものとなっているのである。このように、農地は当時では最も安全かつ有利な投資対象だったと言える。

また、農地は投資したら1年後から収益があがる点が森林経営部門と異なるところだが、先行する農地投資を償却するにはある程度の期間が必要となる。それ故、それまでは農地経営部門は赤字となるが、その分を井部氏の資金部門より5分の利子付きで借りるのである。この時期の借入金は1,200円に達している。

ii) 「明治16~20年」期

この時期は、いわゆる「松方デフレ」と言われる時代であり、これについては「……物価下落ニ付テ当郡(上浮穴郡……引用者)ハ他郡ニ比シ特ニ民人ノ疾苦トナリ……」¹³⁾とあるように、久万地方にも大きな影響が見られた。この時期にあたって、井部氏は前の期の2倍以上の資金を農地の取得に投下し、菅生村を始め明神村、川瀬村など久万地方を中心として多くの農地を集積し、それはこの時期の終りには地価で5,700円に達している。この地価から推定すると、面積は20町歩を越えたと思われる。このような大規模な投資の結果、所有農地の骨格は一応この時期に形成されたと考えられる。

一方、農地の増大につれて収入も大巾に増加しているが、先行する農地投資に追いつかず、農地経営部門の資金部門からの借入金額は、この期の末には約4,000円に達している。

iii) 「明治21~25年」期

この期に入ると、農地への投資は減少の傾向を見せている。その理由としては、米価が低迷していたこと、農地の流動化が前の期ほど活発でなかったことなどが挙げられよう。明治24年には、この期にあって1,630円と非常に高額な投資を行なっている。これは、この年、久万地方の地主であり、また酒造業・水車業なども併せて営んでいたS氏が事業に失敗したのでその所有地を買取ったためである。農地の集積は、このように没落地主からの購入によっても果されたのである。

さて、収入について見てみると、前の期から更に倍増しており、その結果、この期の農地投資額とほぼ同額になるに至っている。

iv) 「明治26~30年」期

この期の農地への投資は引き続き減少しており、また、農地の売却も始まっている。

第6表 農地の面積、地面

年 村名	(単位 面積:町) 地価:円)				
	明治14年*	明治20年	明治32年*	明治42年	大正2年
菅生村	3.24 (856.50)	(3,312.78)	19.12 (4,431.57)	6.9 (1,348)	7.3
川瀬村	1.75 (384.30)	(756.23)	(763.36)	3.5 (581)	3.4
明神村	0.02 (0.73)	(982.91)	(2,173.0)	11.0 (2,025)	10.6
久万町		(221.97)	(491.84)	5.0 (896)	5.5
仕七川村	0.23 (23.08)	(325.88)	(約500)		
杣川村		(28.16)	(291.28)		
麻生村		(41.08)			

* 山林の地価も含む。

(面積……上段)
(地価……下段)

一方、収入は日清戦争などの影響により、それまで停滞していた米価が急上昇したことが原因となって、大巾に増大した。その結果、この期には農地の売却も合わせて4,000円以上の黒字となり、これまで農地経営部門が借入れていた資金をほぼ返済することが可能となった。そして、ここに農地経営部門の自立が達成され、この期以降はこの部門での資金の蓄積が可能となるのである。

V) 「明治31～35年」期

前の期に米価が急上昇したことや、また他方、借入金を返済し終えたため資金的にも余裕がでてきたことなどにより、この期には再び大規模な農地投資が実行される。

一方、収入は更に伸びているが、農地投資が大規模だったので、蓄積は1,200円に留まった。

VI) 「明治36～40年」期

この期の特色は、14,200円にもおよぶ農地の売却である。この内主なものは、明治37年の大宝寺への農地売却である。これは、菅生村で氏の所有する農地の7割を越す13町6反3畝を売渡したものであった。この大宝寺への売却以外にも3,000円程の農地の売却を行なっているが、これは仕七川村や杉川村などの遠隔地に所有していた分の処分を含んでいる。このように、所有農地の再編が大規模に進行しはじめるのがこの時期である。

ここで、先に見た苗畑付属地での稲作の場合の反当りの小作料を算出してみると、明治33年1.5石、明治34年～同38年1.3石、明治39年1.2石となる。全期間を通じて分からないのが残念だが、この時期を見ただけでも、面積当り小作料が減少し始めていることに気付く。このような小作料の低下傾向が、農地の処分、再編成の理由のひとつだったと考えられる。

VII) 「明治41～45年」期

農地の購入・売却ともに前の期に比べると水準は下がるが、依然として農地の再編過程が進む。その結果、この期の終りには、明神村・菅生村・久万町・川瀬村の4ヶ町村に26町4反を所有するところとなり、所有農地の編成が確定するのである。

収入は、農地を手離しているためにあまり伸びていないが、それでもこの期の末に、農地経営部門は小作料収入と農地売却による蓄積、約30,000円を持つに至るのである。

以上、氏の農地経営部門を見てきた。松方デフレ以後、農地集積は停滞し、明治30年以降はその再編過程に入りますが、小作料収入は比較的順調に伸び、30年頃には資金部門からの借入を返済し、以後明治末期まで、農地売却収入と相俟って、この部門が氏の経営の基礎・土台たる役割を果たすのである。また後に見るように、明治30年頃からの土地担保金融の発達とともに、農地はその担保として大きな役割を新たに担うようになるのである。

第2節 貸金業

貸金業は資金運用の古典的形態のひとつだが、井部氏の場合も明治初期から氏の経営の一部門として、貸金業を営んでいる。以下、期を追って見ていこう。

明治13年に、氏は質屋の開業を郡に申請し、七等質屋の認可を受け、この年に745円を貸付けている。これは、この年の氏の資金運用総額の14%を占めていた。

明治20年を見ると、貸付残高約2,700円と急増しており、資金運用総額に占める割合も26%と倍増している。これは、松方デフレにあたって、農地投資とともに貸金業に対する投資を多くした結果である。残っている借用証券でこの時期のものを見ると、周辺農民への小額の貸付だけでなく、久万町の地主や松山の士族への多額な貸付なども見られる。貸付期間も1ヶ月から10年、利率も年1割1分から2割まで巾があり、この時期はむしろ、このように貸付先・期間・利率が多様だったところに、ひとつの特徴が見られる。

さて、この当時、全国的に見ると3割を越える貸付利率の例も珍らしくなかった情勢の中では、氏の最高で2割と言うのはさほど高いとは言えないだろう。その理由のひとつには、当時久万地方には久万山凶荒予備組合^(注)がありここが年1割5分程度で資金を貸し出していたことも挙げられる。

明治30年には、運転資金は2,000円で貸金業を継続している。

明治36年には、43人へ1,292円の貸付を行なっている。貸付金規模は、最小3円、最大150円、平均30円程度で小口が多く、借主はほとんどが周辺農民であった。利率は明治25～6年頃から1割5分前後まで下り、明治末期まで同じ水準が続いている。この明治36年の利子収入は539円だったから貸付残高は3,600円程度と考えられる。これは、当時の資金運用の11%を占めるだけで、井部氏の経営における貸金業の比重は低下してきている。

その後も貸付高は停滞していたが、明治末期になると、再び増大し、明治45年には貸付残高は6,000円に達する。しかし、他部門の伸びがこれは大巾に上回るため、資金運用総額に占める割合は8%に留まり、そして、その後貸付金は絶対額も減少する傾向をたどったのである。

以上、貸金業について見てきた。貸金業は井部氏の経営にあっては、明治20年頃まではかなり高い比重を占めていた。その後も貸金高は徐々に伸びるが、他経営部門の伸びが著しいので、むしろその地位は低下していくのである。

さて、貸金業は単に資金を貸して利子をとると言うだけでなく、資金を貸すことにより、地主や農民の分解を促進し、結果的に農地・林地の集積に挺子として働く。井部氏の場合にも、特に明治20年頃までは貸金業は当然その機能を果たしたと思われるが、具体的には明らかにし得なかった。

注) 久万山区荒予備組合：江戸時代に飢饉対策として作られた非常困窮制度を明治時代にもそのまま受け継いだものであり、窮民の救助・学資金の貸与・その他公益事業を行なった。井部氏はたびたびその取扱人になっている。

第3節 株式投資

全国的に見ると、明治30年代に産業資本が確立してくるに伴って、地主資金の運用先として株式投資が登場してくる。ここでは、井部氏の株式投資の推移を第7表を中心としながら見ていこう。

i) 明治20年頃

協心社に投資しているのが見られる。協心社とは「…郡内ニテ就中資産モ多ク且稍公益ヲ図ルノ志アル者十五六名結団シテ地方物産興隆之目的ヲ以テ明治十三年ヨリ設立資金凡千余円ヲ有スレトモ事業行ハレ兼目今甚タ不振ナリ¹⁴⁾」というものであった。この協心社へ明治20年には430円投資しているが、これは当時の資金運用額の4%を占めるのみであった。一方、氏はこの協心社から同年400円を借りている。後年の、資金を出資しつつそこから資金を調達することの原型がここに見られる。

ii) 明治27年頃

この頃になると、株式投資も活発化し、協心社以外にも銀行業・交通運輸業への投資が大きくなる。この結果、氏の資金運用総額中37%を株式投資が占めるに至っている。この頃の配当率を見ると年3分から5分であり、配当だけを目的とした投資とすればあまり有利でないが、前の期にも見られたように、出資しながら、そこからまた資金を調達するというやり方が、この期には久万山融通会社（後の久万銀行）にはっきり出てくる。この会社は、氏も中心の一人となって明治26年に久万町に設立されたもので、地主・農民の資金を集積して久万地方の産業を育成しようとするものであった。この会社に対して井部氏はこの年3,090円の投資を行ない、4,900円を借りている。なお、株券は資金借入れの際の担保としても大きな役割を果たしている。

iii) 明治45年頃

この期も格式投資は更に伸び、20,000円を越えているが、資金運用総額中の割合は29%に留まっている。また、株式の投資先の編成にも大きな変化が見られる。すなわち、久万銀行への投資が全株式投資の85%までを占め、その他の銀行への投資も合計すると、銀行業が93%に達しているのである。

以上、井部氏の株式投資を見てきたが、そこには、一般の農地地主が寄生化していく際に配当を目的として投資先に株式を選んだ場合と異なり、むしろ株式投資の目的を配当プラス資金調達に置いたところに氏の大きな特徴があったと言える。

第7表 株式投資

(単位：円)

投資先	年	明治20年	明治27年	明治36年	明治45年
協心社		430	520		
郡中銀行			550	550	
久万銀行			3,090	4,100	18,480
第52銀行				525	
県農工銀行				280	
国債					100
伊予鉄			104	3,050	
肱川会社			2,140		
製糸会社					1,400
索道会社					625
合計		430	6,404	8,505	21,780

第3章 資金の構造と運用

前章まで、井部氏の森林経営・農地経営・貸金業・株式投資などを見てきた。本章においては、これら諸経営の展開の基礎となった井部氏の資金の構造やその運用について、第8表・第9表によりながら時期を追って見ていきたい。なお、資金運用については現に各経営部門のところで触れてきたので簡単に触れるに留める。

い) 明治13年頃

氏が管理・運用していた資金を記した「大宝惣米金差配員数」(明治13年12月調)を見ると、資金は大きく分けて3つのパートより成っている。

まず第1パートは「菅山再建元備金」「菅山田地差配予備金」「菅山々林植付手入元備金」「菅山詞金元備金」「菅山暮方予備金」より成っており、合計すると金1,614円、米2石2斗である。菅山とあるのは大宝寺のことを指しており、それ故、この第1パートは大宝寺が所有していた資金のことと思われる。

第2パートは、「井部相続金」「井部永続米」「同人暮方予備金」「同人田地差配予備金」「大宝惣利潤金」などより成っており、合計すると金1,620円、米114石9斗である。これは井部氏の自己資金部分にあたるのだが、「井部相続金」などのあるところを見ると、何らかの理由で大宝寺から井部氏へ分与されたものと見られる。

第3パートは「菅生村予備金預」「方丈所持金預」などと記してあり、これは他人や他団体からの借入れ分にあたる。これを合計すると金972円、米2石にのぼっている。

第1パートの大宝寺資金は、明治7年から同36年まで30年間にわたって井部氏に全面的に運用が任されている。この資金は焼失した大宝寺の再建資金を作ることに主目的があった。それ故、利子部分もそのまま積立てて運用しており、その結果、明治7年に377円だったものが明治36年には10,953円に達している。ここで、この資金の年平均増加率を時期別に見ると、「明治11~15年」期、2割9分4厘、「明治16~20年」期、9分5厘、「明治21~25年」期、5分4厘、「明治26~30年」期、8分、「明治31~35年」期、7分4厘であり、「明治11~15年」期を除くとかなり低かったことが分かる。この資金は、井部氏の経営にとっては、形式的には借入れ金になるが、このように長期間安定しており、しかも利率も定めていない借入れ金は、むしろ自己資金とほとんど同じ性格を持っていたと考えてよいだろう。実際に、明治37年にこの大宝寺資金は、氏の菅生村に所有していた農地13町6反3畝と交換に自己資金化さ

第8表 資金構造

年	(単位 上段:円 下段:石)				
	明治13年	明治20年	明治26年	明治36年	明治45年
自己資金	1,620 114.9	3,209 209.7	6,069	16,653*	52,000 ~53,000**
大宝寺資金	1,614 2.2	3,558 7.4	5,225	10,953	
個人	264 2	619 23.2		90	
菅生村民積金	708	200 52	2,000		
久万山凶 荒予備組合		600	1,430		
協心社		400	500		
久万銀行			4,900	1,536	5,900
県農工銀行				5,881	1,736
日本勧業銀行					15,000
第52銀行				3,448	
その他			1,204	1,912	
合計	4,206 119.1	8,982 292.4	21,327	40,473	75,000 ~76,000

* 明治35年の数字

** 資金運用総額から外部借入金を引いた数字

(金額:上段)
*:下段)

第9表 資金の運用

年	(単位:円)			
	明治20年	明治26年	明治36年	明治45年
運用先				
森林経営	1,977	4,897	19,775	46,913
農地経営	3,950	4,036		
貸金業	2,700	1,414*	3,600*	6,000
株式投資	430	6,404	8,505	21,780
その他	500	663		
合計	9,557	17,414	31,880	74,693

* 利子収入を平均利子率で資本還元して推定した数字

「明治11~15年」期を除くとかなり低かったことが分かる。この資金は、井部氏の経営にとっては、形式的には借入れ金になるが、このように長期間安定しており、しかも利率も定めていない借入れ金は、むしろ自己資金とほとんど同じ性格を持っていたと考えてよいだろう。実際に、明治37年にこの大宝寺資金は、氏の菅生村に所有していた農地13町6反3畝と交換に自己資金化さ

れるのである。

さて、この明治13年には資金合計、金 4,206 円、米 119 石 1 斗の内、自己資金・大宝寺資金が 8 割を占め、他人・他団体からの借入れは 2 割を占めるに過ぎなかった。このように氏は、自己資金とそれに準ずる大宝寺資金に主として依拠しながら、その経営を開始するのである。

ii) 明治20年頃

この時期には、資金総額は金 8,982 円、米 292 石 4 斗と、明治13年に比べて 2 倍以上に増大しているが、自己資金・大宝寺資金がやはり 79% と大部分を占めている。第 3 パートでは、個人からだけでなく、久万山凶荒予備組合・菅生村民積金・協心社などからも借入れている。このような資金の運用先を見ても、農地経営(41%)、貸金業(28%)、森林経営(21%)、株式投資(4%)などとなっている。

この時期までは、自己資金・大宝寺資金を中心とし、これを森林経営よりも、農地経営・貸金業に重点を置いて投資していたことが分かる。

iii) 明治26年頃

明治20年に比べると、この時期の資金総額は約 21,000 円とまた倍増している。この期には自己資金・大宝寺資金の占める割合は 53% と大巾に低下しているが、このことは、それら 2 資金が絶対額において伸びなかったからではなく、他の諸機関からの借入れの伸びがそれら大巾に上回ったために起ったのである。すなわち、4,900 円におよぶ久万山融通会社からの借入れ(利率年 1 割 1 分 4 厘)、菅生村民積金 2,000 円の借入れ(利率年 6 分)、久万山凶荒予備組合から 1,430 円の借入れ(無利子 10 年賦)など、井部氏にとって非常に有利な形での資金調達が可能となった結果なのである。このような資金の調達を背景に活発な投資を行なうが、その投資先を見ると株式投資(37%)が大きく伸び、これに続いて森林経営(28%)、農地経営(23%)、貸金業(8%)などとなっている。

iv) 明治36年頃

この時期の資金総額は 40,000 円を越えているが、再び自己資金・大宝寺資金が増大し約 7 割を占めるに至っている。一方、他からの借入れを見ると、愛媛県農工銀行からの借入れが目立っている。この銀行は殖産興業政策の一環として、不動産の担保による金融機関として明治31年に設立されており、井部氏はその年に、農地 8 町 5 反を担保にして 7,000 円を 15 年賦・利率 9 分で借入れている。一方で、久万山区荒予備組合や菅生村民積金の借入れはなくなり、借り入れ先が次第に銀行に集中してきている。

資金の運用先は、森林経営(62%)の比重が非常に大きくなり、それに続いて株式投資(27%)、貸金業(11%)などがある。農地経営部門に対しては、明治30年頃から資金を貸出す必要が無くなっている。

v) 明治45年頃

この期の自己資金は 52,000 円から 53,000 円位と推定される(この期になると自己資金の資料が見い出せないので、資金運用総額から借入れ金を引いて推定)。

一方、借入れはこの年、日本勧業銀行から 20 年賦・利率年 8 分 5 厘で 15,000 円を借りているのが大きい。その他、銀行からの借入れを合計すると約 23,000 円となっているが、資金総額に占める割合は約 3 割で、明治36年と比べて変わっていない。

資金の運用先を見ると、森林経営(63%)、株式投資(29%)、貸金業(8%)が主なものであり、その比率はこれも明治36年とほとんど変わっていない。

以上、井部氏の資金の構造と運用について見てきたが、そこに見られる特徴は、イ) 当初より多額の自己資金(および、それに準ずる大宝寺資金)を持って経営に着手し、それが明治26年頃を除くと常に資金の 7~8 割を占め、その中核に位置していた、ロ) 外部資金の調達にあたっては、自ら中心となって銀行を設立し、そこから多額の資金を導入し、あるいは、凶荒予備組合や村民積金などの公共的資金を非常に低利で導入し、また、不動産担保の長期低利資金を導入するなど、低利な資金の確保に努力し、経営の円滑化を図っている、ハ) 資金の運用にあたり、明治20年頃までは資金の固定度の非常に高い森林経営部門に対してはその運用を抑制し、収益が直ちに上がる農地経営部門・貸金業部門に重点を置き、これらで経営全体の基礎を確立してから、明治20年以降、積極的な森林経営投資を行なっている、などが挙げられよう。氏は資金の調達にあたっては運用にあたっては非常に周到な配慮をしてあたったのである。

注) 菅生村民積金：これも、先に見た久万山凶荒予備組合と同様の性格のものであった。

お わ り に

以上、井部氏の明治期の諸経営を森林経営部門を主としながら見てきた。

育林生産は、生産期間が長く、かつ勝れて自然力依存的性格を持っているため資本制生産には馴染みにくく、育林生産部門を担当する資本は形態的には利子生み資本と類似すると言われている。しかしながら、氏にあっては、当時の久万地方において最も「儲かる」投資先として森林経営を選びとり、これを氏の経営の中心に据えるのである（氏が意識の上でも、一貫して森林経営をその経営の中心としていたことは、明治15年に氏がその全経営部門を総括して「育木舎」と名付け、更に大正3年に株式会社組織へ移行した際に「久万造林株式会社」としたことからも分かるのである）。そして、育林の生産期間の長期性に対しては、イ) 村持山を借地しての植林（一応、資本制育林生産と言えよう）を中核とすることによって資金の節約を計る、ロ) 明治30年頃までは資金を森林経営のみに集中せず、農地経営や貸金業などへ分散し、それらの収入によって経営全体の維持と更に資金蓄積を計る、ハ) 外部から低利資金の導入を計る、などの対策を講じたのである。このようにして育林生産の長期性をカバーしつつ、終始、積極的・生産的に森林経営を推し進め、その結果、明治末期から大正期に入るとその成果が実って、森林経営から本格的収入が実現されるようになるのである。このように展開した氏の森林経営は、地主や農民によって担われた森林経営とは性格をかなり異にし、より生産的・企業的なそれであったと見てよいだろう。

以上、井部氏の経営を見てきたが、未だ素描の域を出ないものである。氏の森林経営の位置付けや性格を全面的に明らかにすることは、大正期以降の経営の展開を見ることと共に今後の課題としたい。

なお、本稿を作成するにあたり、久万造林株式会社社長井部栄治氏には史・資料類を心よく提供していただき、また同社取締役森川源三郎氏には色々とお褒めをいただきました。林政学研究室の松島良雄教授・酒瀬川武五郎助教授には懇切なる御指導を賜りました。以上、記して謝意を表します。

文 献

本稿使用の久万造林株式会社所蔵史・資料

「要用雑記第1号・第2号・第5号・第7号」「総額集乙号」「補忘記」「要用補忘記」「整理取調書」
「雑書綴」「林業補助簿」「植樹日程」「契約書類諸事控」「菅生村植林地調」「材積調」「杉丸杉皮樽木郡
中永井岩吉送り」「古証券並請取書」「借入金並利子収入控」「内訳簿」「収支計算控」「利子出納簿」
「北坂地所売渡証書」「小作証券」「農工銀行書控」

- 1), 4), 5) 「永代記第1」 久万町教育委員会保管
- 2) 「愛媛面影4」 半井法橋梧菴撰
- 3), 12 「久万山手鑑（寛保前後）」
- 6), 11), 13), 14) 「明治初年ノ上浮穴」 池内長良・高井頼元編著
- 7) 「植杉収益ノ概報」 井部栄範 大日本山学会報第8号
- 8) 「山林繁殖の景況」 井部栄範 大日本山学会報第52号
- 9) 「吉野林業全書」 森庄一郎
- 10) 「明治十六年山林共進会報告（履歴ノ部）」林業発達史調査会

（1975年8月30日受理）